

境界確定事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、瀬戸市所管公有財産（公用財産を除く。）に係る境界確定事務を適正かつ円滑に運営するため必要な事項を定めるものとする。

(境界確定財産の範囲)

第2 この要領で扱う公有財産とは、瀬戸市が管理する次の市有地、県有地又は国有地をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 道路法の適用を受けない道路
- (4) 河川法の適用を受けない河川
- (5) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

(境界確定の申請)

第3 公有財産に係る境界確定を求めようとする者は、土地境界確定申請書（様式第1以下「申請書」という。）正副2部を市長に提出するものとする。

(申請書)

第4 申請者は、登記簿上の土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合はその者とする。ただし、その者の所有権を証する書面（売買契約書・土地売渡承諾書等）を添付するものとする。
- (2) 法人が土地所有者の場合は代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は清算人又は管財人とする。
- (3) 共有地の場合は共通者全員とする。ただし、共通者全員の委任を受け、1名で申請することができる。
- (4) 土地所有者が死亡している場合は、法定相続人全員とする。ただし、遺産分割協議書が存する場合はその内容による。なお、相続人全員の委任を受け、1名で申請することができる。
- (5) 土地所有者が未成年の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）とし、申請者に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者署名のうえ法定代理人が署名押印して申請するものとする。
- (6) 開発行為、工事施行又は公用廃止に伴う申請で、土地所有者が多数の場合その施行者が土地所有者の委任を受けて申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって申請の全部又は一部を代行する場合はその代行者が委任を受けた権限の範囲内で事務を代行することができる。

(添付図書)

第5 申請書に添付する図書は、次のとおりとする。

- (1) 委任状 委任した権限の範囲を明確に記入したもの。
 - (2) 隣接土地所有者等一覧表
 - (3) 位置図 縮尺2500分の1程度の地図に申請箇所を朱書きで表示したもの。
 - (4) 不動産登記法第14条地図（以下「公図」という。）の写し 申請箇所及び隣接地全部を転写したものに、申請箇所を朱書きで表示する。また方位、縮尺、転写年月日及び転写した者の職氏名を記入のうえ押印すること。
 - (5) 現況平面図 縮尺は250分の1とする。ただし、縮尺が250分の1では現況を表示するのに不十分な場合は250分の1から500分の1までとする。また次に掲げる事項を記入し記名押印したものとする。
 - ア 方位及び縮尺
 - イ 町名及び地番（申請地・隣接地・対側地）
 - ウ 地形及び地物
 - エ 申請者が主張する境界（官民境界線を朱線で表示すること。）、各境界点の位置及びその点間距離
 - オ 横断面図の位置
 - カ 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名印（図面作成者が別の者の場合はその者の資格（職）氏名印）
 - キ その他市長が必要と認める事項
 - (6) 横断面図 縮尺は50分の1又は100分の1とする。また、次に掲げる事項を記入し記名押印したものとする。
 - ア 町名及び地番
 - イ 申請者が主張する境界（官民境界線を朱線で表示すること。）
 - ウ 横断距離の根拠となる杭番号及び地上物件
 - エ 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名印（図面作成者が別の者の場合はその者の資格（職）氏名印）
 - (7) 境界確定に参考となる図書（隣接地及び対側地の官民境界確定測量図、土地区画整理図等）
 - (8) 公共基準点使用報告書 街区基準点等公共基準点設置区内の場合は添付することとし、精度管理表及び網図等を添付するものとする。
 - (9) その他必要な図書
- なお、副本は(2)、(4)、(5)、(6)及び(9)とする。
- 2 境界確定しようとする土地が、街区基準点等公共基準点設置地区内であって公共基準点を使用した測量が困難な場合には、瀬戸市境界確定担当者へ事前に了解を得て、前項(8)に代えて理由書を添付すること。

(受理)

第6 申請者より申請書の提出があった場合には、審査をし、補正の必要のあるものを除いて受理をする。

(申請に基づく立会等の通知)

第7 申請書を受理したときは、申請者に対し、立会日時その他必要な事項を通知するものとする。

(現地における境界立会)

第8 立会時には申請者が主張する境界点を木杭、樹脂杭、ペンキ等で明示しておくこと。

2 道路管理者、河川管理者等の公物管理区域について、必要あるときは現地立会を求めることができる。

3 公図、現況平面図、その他参考とすべき資料に基づいて境界査定を行うものとする。

4 現地調査に当たっては必ず現況写真を撮影のうえ、現況を正確に把握するものとする。

(境界標の設置)

第9 境界確定の協議が調ったときは、原則として申請者は、申請地にコンクリート杭を設置するものとする。ただし、コンクリート杭の設置が困難な場合に限っては金属標等に代えることができる。

2 申請地に境界標が設置できない場合においては座標により管理し、申請地に境界が復元できるようにしておかなければならない。

(境界確定図の作成)

第10 申請者は境界確定の協議が調ったときは、境界確定図、横断面図、座標求積表を各2部作成し、提出するものとする。

2 申請者は、境界確定図に確定した境界線を朱記し、あわせて立会年月日及び境界標の位置等を境界確定図に記載するとともに署名押印するものとする。なお、公図写し及び横断面図にも確定した境界線を朱記するものとする。

(隣接同意)

第11 境界確定図には、申請地に隣接する土地所有者の同意書(複写の場合は原本証明をすること。)を添付しなければならない。

2 前項の同意書には境界確定図と同じ図面を添付し、隣接土地所有者が自筆で同意する土地の所在、住所、氏名及び土地所有者との関係を記入押印するものとし、同意書と境界確定図を割印するものとする。

3 第1項に規定する同意書のほか、必要に応じて申請地の対側地の土地所有者の同意書を添付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) 認定道路であること。

(2) 道路、水路、河川その他の公有財産の幅員が4.0m以上であること。

(3) 対側地に構造物、境界杭等公有財産に係る境界を確認できる物件が存在し、かつ、法

務局所管の備付地図の公有財産の幅員が確保されていること。

- (4) 道路、河川事業等で立会済みの場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、対側地又は対側地に関連する各事業で作成済みの用地測量図の写しをもって立会及び署名押印を省略できるものとする。
 - ア 申請地が各事業で作成済みの用地測量図のとおりであること。
 - イ 対側地に構造物、境界杭等公有財産に係る境界を確認できる物件が存在し、かつ、公有財産が所定の幅員のとおりであること。
- (5) 対側地が、過去の境界確定申請に基づき確定している場合又はこれに類する場合は、確定図及び立会済みを確認のうえ立会及び署名押印を省略できるものとする。
- (6) (1)から(5)に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度申請地の状況を勘案し、対側地の取扱いを定めるものとする。

(申請書の返却)

第12 次の各号に掲げる場合は、申請者に申請書の副本を返却する。

- (1) 申請の取下書の提出があった場合
- (2) 申請者と境界確定について協議が成立しない場合
- (3) 隣接地等の土地所有者の境界同意が欠けている場合
- (4) 申請者に提出を求めた書類が理由なく1年以内に提出されない場合
- (5) 補正を求めたものについて理由なく1年を超えても補正されない場合
- (6) 申請する土地が所有権確認等の訴訟又は紛争中の場合。ただし、訴訟内容により境界確定を行っても支障のない場合は、この限りではない。

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の日前に申請があったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の例によるものとする。